

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国民生活センター】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの（24年のフォローアップまでに措置が終了したものを除く）。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月2日現在の所管省庁の提出資料による。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	消費者庁
法人名	独立行政法人国民生活センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○東京事務所が置かれている建物及び敷地については、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本の見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ、今後、同意見交換会の結論を踏まえ、相模原事務所及び東京事務所の在り方について、検討することとしている。</p> <p>○平成20年度第2次補正予算で措置された予算額について、平成24年度末までの所要見込額の見直しを行い、独立行政法人通則法に基づき5,836,781千円を不要財産として国庫納付(平成24年3月15日)した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○東京事務所が置かれている建物及び敷地については、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付(現物)することとしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本の見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ、今後、同意見交換会の結論を踏まえ、相模原事務所及び東京事務所の在り方について、検討することとしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし(貸付資産、知的財産権がないため)</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○東京事務所が置かれている建物及び敷地については、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ、今後、同意見交換会の結論を踏まえ、相模原事務所及び東京事務所の在り方について、検討することとしている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○東京事務所が置かれている建物及び敷地については、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ、今後、同意見交換会の結論を踏まえ、相模原事務所及び東京事務所の在り方について、検討することとしている。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし(貸付資産、知的財産権がないため)</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○平成23年度中に研修施設で行う研修を廃止するとともに、平成23年度末をもって、宿泊施設、研修施設としては廃止した。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>該当なし(相模原事務所及び東京事務所以外に地方支所、職員宿舎等は保有していないため)</p>

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等996,508,788円(83.0%)、競争性のない随意契約204,165,488円(17.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等63件(77.8%)、競争性のない随意契約18件(22.2%)</p> <p>○平成23年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等874,487,646円(96.0%)、競争性のない随意契約36,244,598円(4.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等52件(85.2%)、競争性のない随意契約9件(14.8%)</p> <p>○平成24年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等561,713,748円(92.3%)、競争性のない随意契約46,648,460円(7.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等39件(83.0%)、競争性のない随意契約8件(17.0%)</p> <p>平成23年度に一者応札・一者応募となり、引き続き平成24年度においても契約を行った5件については、公告期間を平均33.4日(平成23年度)から平均33.8日(平成24年度)と延長し、公告期間の十分な確保を図った。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ ホームページで「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」(<a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/kyoryoku-20110611.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/kyoryoku-20110611.pdf</a>)により、所要の情報の提供及び情報の公表の同意について、入札参加者等への周知を図っている。 なお、現在、当該取組に該当する契約は、発生していない。</p> <p>○ 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、公益法人に対する支出状況及び公益法人に対する支出の点検・見直し状況を、ホームページで公表している。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約監視委員会への報告・事後点検を受けたのち、ホームページで公表している。</p>

<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし（関連法人がないため）
<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし（類似の事業類型がないため）
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア)～ウ)は、該当なし（研究開発事業はないため）
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○「公共サービス改革基本方針（閣議決定平成22年7月6日改定）」で規定された、「企業・消費者向けの教育・研修事業」及び「施設の運営等業務」について、平成21年度から平成23年度において官民競争入札等を導入した。なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）附則第3項の趣旨を踏まえ、現在、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための検討に資するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が行われているところ、同意見交換会において国民生活センターの在り方についても議論されていることから、これらの検討状況等を踏まえ、平成26年度以降に官民競争入札等を実施する場合は、官民競争入札等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成25年度中に官民競争入札等監理委員会と連携しつつ策定する。
○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 随意契約や一者応札になっている案件について、競争を制限するような条件、仕様になっていないかどうかについて十分精査し、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、当面、国民生活センター契約監視委員会及び内部監査等を通じて、調達の効率化や随意契約の見直し等についての取り組みを進めることとした。
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 以下の措置を講じている ・役員給与：平成24年4月1日より、H23人勸準拠による改定（俸給月額等引下げ）及び特例措置法準拠による給与減額支給措置導入（平成26年3月31日まで） ・職員給与：平成24年6月1日より、特例措置法準拠による給与減額支給措置導入（平成26年5月31日まで）

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○これまで「特別手当の減額」、「管理職手当の縮減」、「昇給幅の抑制」や「管理職員及び補佐職員の人数の削減」等の措置を講じ、平成23年度はさらに国家公務員に先んじて俸給の現給保障制度を廃止するなどの取組を行ってきた。また、国家公務員が平成24年4月に、これまで給与構造改革において抑制してきた昇給を若年に1号俸回復させたところ、当センターではその実施を見送るなどの措置を講じて給与水準の抑制に努め、ラスパイレース指数は地域学歴勘案で95.6となった。</p> <p>今後も、国家公務員の給与水準と同等になるよう努めることとする。</p> <p>・具体的な改善策：国家公務員が平成24年4月に実施した号俸の調整の実施を見送った。なお、引き続き、国家公務員の給与改定に準じた内容の措置を講ずることとしている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を消費者庁のHPで公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人国民生活センターの役職員の報酬・給与等について(平成24年度)」を国民生活センターのHPに公表。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○平成25年6月に、平成24年度監事監査を実施し、給与水準について、監事の監査を受けた。</p> <p>また、例年、評価委員会による事後評価を受けている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○第1期中期目標期間中(平成15年度～平成19年度)の効率化目標は、一般管理費は基準年度に対して13%削減、事業費は毎年度1%削減としていたが、第2期中期目標期間中(平成20年度～平成24年度)及び第3期中期目標期間中(平成25年度～平成29年度)においては、一般管理費は毎年度3%削減することで14%削減、事業費は毎年度1%削減とし、同等以上の効率化を図ることとしている。</p> <p>なお、平成25年度における事業費については、対前年度比4.2%の削減を図った。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○永年勤続表彰等の個人に対する給付を平成22年度末をもって廃止したことによって、法定外福利厚生費については全て廃止した。給与振込経費については、平成23年度より振込口座を1人1口座に限定することで経費を抑制した。海外出張経費については旅費規程を整備し、支度料については、国家公務員に準じ、支給しないこととした。また、行政改革実行本部の「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画(平成24年4月3日付)」を踏まえ借上宿舎を廃止したほか、職員の諸手当についても、職務手当の定額化、扶養手当・住居手当等については国と同額とするなど、国家公務員に準じた取組を行っているところである。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事務・事業別といった単位における経費の発生要因を明確にした実施計画予算を作成し、これについて四半期ごとにヒアリングを行い、適宜、必要な経費を精査できる取組を行っているところである。</p>

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○「内部監査規則(平成17年達第33号)」に基づき、業務の合理的、経済的かつ効率的な執行に資するため、公正かつ客観的な立場から業務執行状況を検査、評価する体制を整備している。具体的には、理事長により任命された内部監査職員が、書面及び実地で内部監査を実施している。内部監査職員は、監査結果を理事長に報告するとともに、改善すべき点があれば関係部署にその改善を求め、改善結果を理事長に報告することとしている。また、監事と緊密な連携を保ち、毎年、監事の監査計画時、実施時及び意見総括時に、内部監査の計画や実施状況、検出事項等に関する報告を行っている。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○出版物の価格及び研修受講料について、受益者に対して適正な負担となるよう価格設定をしており、適宜、検討・見直しを行うこととしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○研修事業の実施について、地方公共団体との共催を図ることにより、研修会場の無償又は低額の提供等を受け、費用の削減を図っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし(知的財産権の保有がないため)</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○以下のとおり、第三者機関による事業の評価を実施している。  ・特別顧問会議:学識経験を有する方々で構成されており、当センター業務の重要事項について審議を行った上で、当センターの理事長に助言することを目的とした委員会  ・商品テスト分析・評価委員会:商品テストの企画立案及びテスト結果に関し、外部の有識者が、基本方針や実施計画、結果の分析・評価、公表などの事項について審議</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>—</p>

No.	3	所管	消費者庁	法人名	独立行政法人国民生活センター
-----	---	----	------	-----	----------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06 裁判外紛争解決手続(ADR)事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。	2a	電話会議システムを活用するなどにより、迅速かつ効率的な事務処理に努めている。	今後も引き続き効率化事務処理に努める。
07 企画調整事業						

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08 不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。	2b	○東京事務所が置かれている建物及び敷地については、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしている。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ、今後、同意見交換会の結論を踏まえ、今後の相模原事務所及び東京事務所の在り方について、検討することとしている。	○国民生活センター以外の者の移転時期と同年度内に国庫納付する。 なお、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の結論を踏まえ、相模原事務所及び東京事務所の在り方について検討する。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	平成24年度における地域・学歴を勘案したラスパイレス指数は95.6となった。平成23年度は、国家公務員に先んじて俸給の現給保障制度を廃止するなどしてきた。また、国家公務員が平成24年4月に、これまで給与構造改革において抑制してきた昇給を若年層に1号俸回復させたところ、国民生活センターではその実施を見送るなどの措置を講じて給与水準の抑制に努めてきたところである。引き続き、平成25年度においても、国家公務員の給与水準と同等の水準になるように努めることとしている。 なお、国家公務員の給与と特例措置を受け、役職員の給与を次のとおり改定している。 ・役員給与：平成24年4月1日より、特例措置法準拠による給与減額支給措置導入(平成26年3月31日まで) ・職員給与：平成24年6月1日より、特例措置法準拠による給与減額支給措置導入(平成26年5月31日まで)	今後も引き続き国家公務員の給与水準と同等の水準になるように努める。 さらに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。
12 組織の見直し	法人の在り方を見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。	2a	国民生活センターの在り方を見直しについては、現在、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ。	「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の結論を踏まえ、具体策について検討する。



No.	3	所管	消費者庁	法人名	独立行政法人国民生活センター
-----	---	----	------	-----	----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	東京事務所	東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。	2	東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」との決定を受け、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催されており、この中で、国民生活センターの今後の在り方について、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず検討しているところ、今後、同意見交換会の結論を踏まえ、東京事務所の在り方について、検討することとしている。	「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の結論を踏まえ、東京事務所の在り方について、検討する。